

第 26 回 健康・医療ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成 26 年 11 月 17 日（月）14:00～14:28

2. 場所：中央合同庁舎第 4 号館 2 階共用第 3 特別会議室

3. 出席者：

（委員）翁百合（座長）、林いづみ（座長代理）、大田弘子（議長代理）、
佐々木かをり、森下竜一

（専門委員）滝口進、土屋了介、松山幸弘

（事務局）市川規制改革推進室次長、大熊参事官、湯本企画官

（厚生労働省）辺見老健局高齢者支援課長

4. 議題：

（開会）

1. 介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し

（閉会）

5. 議事概要：

○大熊参事官 それでは、時間になりましたので、規制改革会議医療ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、報道の皆様、御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

○大熊参事官 それでは、ここからの進行は翁座長をお願いいたします。

○翁座長 それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の議題は、「介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し」でございます。

本日は、厚生労働省に御出席をいただいております。まず、事務局からこれまでの議論をまとめた論点案について説明いただき、次に厚生労働省から論点案に関する見解をいただき、最後に意見交換とさせていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○大熊参事官 資料 1 を御覧ください。『介護付有料老人ホーム等のショートステイ基準緩和』に関する論点（案）」でございます。3 つにまとめてございます。

「1. 事業の経験要件の見直し」。

介護付有料老人ホーム等を複数経営する事業者は事業経験を十分に有しているため、経験年数に関する判断基準について、認知症高齢者グループホームと同様に、他の事業所における経験や他の介護保険サービスの経験も含めた事業者としての経験年数に変更すべきではないか。

「2. 入居率基準の撤廃」。

入居率の予測が困難であることが、ショートステイサービスを給付しづらい要因になっているとの指摘がある。また、介護付有料老人ホームの需要があれば、事業者ショートステイサービスを選択する経済的合理性はないため、入居率に関する基準を撤廃すべきではないか。

「3. ショートステイ利用者率基準の在り方」。

ショートステイ施設が不足している地域において既存施設を有効活用するために、各地方公共団体が「介護保険事業（支援）計画」において介護付有料老人ホーム等の利用者数の見込量を定める際には、空室を利用したショートステイの利用見込みを勘案することを明確化してはどうか。

また、今後のショートステイの利用状況や介護付有料老人ホーム等の事業者の意向も踏まえて、ショートステイ利用者率基準の在り方について検討すべきではないか。

「備考」として、現在の「規制の概要」を記しております。

事務局からは以上です。

○翁座長 ありがとうございます。

次に、厚生労働省より論点案につきまして見解をいただきます。それでは、よろしくお願いたします。

○厚生労働省（辺見課長） 厚生労働省高齢者支援課の辺見と申します。どうぞよろしくお願いたします。座って説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に、資料2という形で用意させていただきました。今、事務局の方から御指摘がありました3点につきましてでございますけれども、まず1番目と2番目についてでございます。前回、こちらのワーキング・グループで10月17日にヒアリングの機会をいただきまして、様々御指摘をいただいたところでございます。

その後、10月29日に、私ども介護保険の次回平成27年度の報酬改定を議論いたします社会保障審議会介護給付費分科会というのが開かれました。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目に「5」と書いてございます。これは、資料の途中ですので「5」と書いてございますけれども、こちらの資料を提出させていただいてございます。

論点として、特定施設入居者生活介護における空き部屋を活用したショートステイについて要件の見直しを行ってはどうかということで、対応案は幾つかぽつぽつとありますけれども、一番下のところでございます。

具体的には、以下のような見直し、告示改正を行ってはどうかということで（1）及び（2）で、（1）につきましては、こちらの論点の1に対応するところです。経験要件につきまして、事業者としての要件にするということで、居宅サービス等の運営について3年以上の経験を有する事業者ということでどうかということ。

また、（2）につきましては、入居率80パーセント以上であるとする要件については、撤廃するというを資料として提出させていただいております。

この介護保険の報酬改定の議論につきましては、このほかにも介護保険の様々なサービスについて、今、議論が行われておりまして、まだ一巡の途中でございます。これが終わって、12月に向けて最終的に整理をしていくということになります。

その結果、恐らく会としての最終決定は1月になるかと、今、思っておりますけれども、そこまで給付費分科会における議論は続けられることとなりますが、10月29日の段階で、私どもこの説明をさせていただいたときに、同審議会においては2、3の委員の方から提案について支持する旨の御発言をいただき、特に問題があるといったような御質問、御意見等はございませんでしたので、基本的には、この方向で進めていけるのではないかと考えております。

資料の2ページ目でございますけれども、現状において特定施設入居者生活介護において短期利用をしている事業者数、届出をしているところが、この円グラフにありますように9.2パーセントですので、要件緩和をすることによって、この9.2パーセントは伸ばしていけるのかなと考えているところでございます。

一方、本日御指摘いただきました論点は3つございますが、3番目の利用率基準の在り方というところです。こちらは利用率の基準、備考のところに書いてあります、3つ目の10パーセント以下というところについて、在り方についての検討を進めていってはどうか。また、地域における計画を策定する際の勘案事項にしたらどうか。こういったような御指摘をいただきました。

資料の3ページ目を御覧いただきますとおり、現在、有料老人ホームの入居率、空室を活用する前提となる、そもそも入居率の平均ですけれども、開業して少し年が経つほど高くなり、大体2年目以降だと90パーセント、介護付の有料老人ホームで平均入居率という状況ですので、これと見合った形での10パーセントというのは一つの状況かと思っております。

恐らく、実際にこの残りの10パーセントにつきましても、長期の利用を前提としてのある意味商品となっておりますので、短期利用として活用されるのは実際にはもう少し少ないというのが現状であると認識をしております。

そうした中で、3番で御指摘いただいておりますように、地域における短期入所のニーズの問題というのは、これはこれで深刻なものがあると考えております。こうした地域におけるショートステイのニーズ、御家族が在宅で介護を行っている状況において、短期間でいいのでどこかで預かれるというか、そういった場所が欲しいというニーズは現にあると思っておりますが、こうした場合、自治体においては、空床を期待して空いたら入れるというような形での整備よりも、まずは短期入所のための整備をしていくことが前提となると思っておりますけれども、その際のサービスとして、4ページにございます短期入所生活介護、こちらの人員基準、設備基準があります。

設備基準のところに定員20名以上と書いてございますけれども、これも特定施設入居者生活介護を行っている有料老人ホームに併設する場合は、定員要件が緩和されますので、

こういった空床利用じゃなくて専用の短期入所施設として整備していただく。

あとは、最後の5ページ目でございますけれども、小規模多機能型居宅介護、これは平成18年からの新しいサービスとして、今、普及しつつあるところですが、泊まりのサービスを日中の通いのサービスや訪問のサービスと合わせた形で、地域に密着した形でサービスを提供する。こういったようなものも、サービスメニューとして用意されていますので、こういったことをまず計画上、保険者として考えていただく。

そうしたことが優先になるかと、まずは思っておりますけれども、そういった全体を合わせてその在り方については、今回、緩和を行った上で3年ごとの報酬の見直しもございますので、そういった機会を捉えて検討していくべきものかと考えております。

以上、厚生労働省からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○翁座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御質問や御意見ございましたら、お願いいたします。

○林座長代理 ありがとうございます。

確認でございますが、要件の3つのうちの1番目の現在の事業所単位の経験要件というものを事業者単位にするという点。

それから、2番目の入居者率が入居定員の80パーセント以上という、この点は80パーセントという基準自体を撤廃するという方向で、今、御議論が進んでいるということで大変ありがたく存じます。これが実現するようにと願っております。

3番目の要件の現状について確認させていただきたいのですが、ショートステイ利用率が入居定員の10パーセント以下であること、という要件については、10月29日の御議論の方向性としては、こういった方向になるのでしょうか。

○厚生労働省（辺見課長） 結論を端的に申し上げますと、今、この10パーセント以下のところについては、見直しを行う予定はございません。

もともと前回のヒアリングの際にも御説明をさせていただきましたけれども、有料老人ホーム、特定施設入居者生活介護で短期入所を行うことを議論いたしましたタイミングのときに、有料老人ホーム事業者の中にはいろいろな事業状態の方がいらっしゃって、空き室が多い状況に陥っているところに介護保険の短期入所が入ってきますと、本来であれば空き室で有料老人ホームですので家賃を負担していただいているということが事業のベースなんですけれども、短期入所で介護保険給付をとりあえず収入として得ることによって、本来であれば経営的に難しくなっていたところが、これで息がつけるようになるようなことの懸念を大分されておりました。

そうした中で設けられたのが、実はこの数値基準の2つの基準でございまして、入居定員が80パーセントぐらいあるような、今、私が申し上げたことの実はひっくり返しなんですけれども、そういったことであるとか、入居定員についても10パーセントぐらいにする。こういったようなことが必要であろうと言われてきたところでございます。

それで、今回、この見直しを行うに当たって、実はこの2つに関する経緯というのは、私ども検討してきたところですが、2番目の80パーセントの基準の最も難しいところはコントロールが不可能であるということで、82パーセントぐらいで経営していたところが、ある月に急に退所者が増えて75パーセントに落ちてしまうと、予約を受けていた短期入所の方を全部断らないといけない。若しくは、実費負担で入ってくれというような話になってしまう。これは、非常に困難であるというふうに指摘をされている。これは、確かに規制の在り方として適当でないと考えた次第です。

一方において、10パーセント以下という基準を設けていれば、多くの空き室をこの介護保険の短期入所に頼るといえるということはないだろうということが、これまでの議論の経緯からするとあるところがございます。

一方において、実際に10パーセントを超えるような短期入所を行っているような事業者があるのか、ということも我々の関心なのですが、これまで具体的な提案を受けてはいないんですけれども、様々な事業者とお話をさせていただいている限りではそんなに多いわけではない。

先ほどもちょっと申し上げましたように、もともと長期の利用を前提としての事業ですので、短期の方が入ってくると、例えば、お部屋のお掃除も頻繁に行わなければいけなくなりますし、経営の仕方としてはやはり長期の方を優先させたいので、短期の方はそう多いわけではないと聞いておりますので、今のところ事業者からの要望もこのところは余りないと考えております。

したがって、結論ですけれども、今のところ10パーセントについては、このまま当面維持するという事を考えております。以上です。

○翁座長 大田先生、お願いします。

○大田議長代理 今、10パーセントのところの理由はよく分かりましたけれども、介護付の有料老人ホームの需要が減った場合に、施設の一部を有料老人ホームとしての指定を返上して、ショートステイ専用として申請し直すことはできるのかどうかというのが1点です。

あとは、在宅介護が増えれば増えるほどショートステイへのニーズも高まるわけですが、そのショートステイが不足している地域でこれを増やすために、今、取り組んでいるというか、検討しておられることは何かあるのかというのが2点目の質問です。

今日は、短期入所生活介護と小規模多機能型居宅介護という御説明をいただいたのですが、短期入所も結構ハードルが高いんじゃないかという感じがするんですが、これでショートステイのニーズに対応し切れるのかどうか、そこら辺はどう見ておられるのか教えてください。

○厚生労働省（辺見課長） まず1番目の御質問ですけれども、特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム、この指定を返上してショートの短期入所生活介護の施設になることは要件を満たせば可能ですし、返上しないで定員を削減して部分的に変えていくという

ことも可能かと思えます。

2つ目の御質問で、ショートを増やすためという観点ですが、ちょっと直接の担当でないのできれいに整理はできないかもしれませんが、一つは単独型短期入所生活介護の報酬について、前回か、前々回かの報酬改定の段階から少しアップをさせています。それと、これは単独型のショートステイ、短期入所生活介護の整備が進むようにということが一つです。

もう一つは、先ほどちょっと御紹介いたしました小規模多機能型居宅介護、これは地域密着型サービスの一部分ということで、市町村が市町村単位で整備していく。介護保険の指定事業者は、基本的に都道府県が指定するということですが、市町村が指定をするというサービスメニューの中に、新たに小規模多機能型居宅介護というのを設けて、これについての利用を進める。

今回、これについての利用促進策として、利用者のところに一事業者当たり登録定員は25名以下と書いてあるんですけども、この25名以下を29名以下に拡大をするといったようなことも含めて、より使いやすいような仕組みにしていこうということを検討しております。

○翁座長 1つお伺いしたいんですけども、併用型の、ショートステイと併用型の有料老人ホームというのは、今どのぐらい増えているのか。それから、地域によってどういう状況になっているのか。ざっくりで結構なんですけども、もし分かりましたらちょっと教えていただきたいんですけども。

○厚生労働省（辺見課長） すみません。数字の面が今すぐ手元にないものですから、後で調べて事務局にお届けしたいと思えます。

地域による差は、恐らくこの類の話は、大体地域によっての差というのは出てくるものですので、一定程度はあるかというふうに思っております。

○翁座長 今、大田先生からもありましたけれども、在宅介護が増えていくにつれて、やはりショートステイのニーズというのは増えていくと思うので、そういう意味では併用型みたいなものが、それは飽くまでも業者の人が併用型でいきますとなった場合に、それを受け入れるということで進めていらっしゃるのでしょうか。別にそこについて特にショートステイが増えるからといって併用型を増やしていくとか、その事業の選択に当たってはそういう政策意図を反映してもらっているのでしょうか。その辺りをちょっと教えていただきたいと思えます。

○厚生労働省（辺見課長） 介護保険の仕組みとしては、事業者の量について保険者の方が直接新しく作るといったようなことは、ちょっと難しいところがございますけれども、3年に1度、事業計画を市町村で作成し、都道府県でその事業計画を支援するための事業支援計画というのを作成することになっております。その計画を策定する段階においては、地域におけるニーズを把握して、そのためにどれぐらい必要なのかということをお示しいたします。

この意味というのは二面ありまして、それを基に保険料を算定するということでもあるんですけども、もう一面においては必要なニーズ量を見込みまして、この地域においてはこのぐらいあるんだということをお示しすることになりますので、地域に参入しようと思っている事業者さんにおいては、この地域はニーズが高いといったようなことが分かるということがあるかと思えます。

もう一つは、地域密着型のサービスにつきましては、これまでも基金などで支援も行ってきておりますので、いわゆる補助金ですね。補助として、自治体が計画も見ながら必要だと思えば補助をしていくといったようなことが政策手段としてはございます。

○大熊参事官 事務局から確認ですけども、今回、まとめていただいた論点の中で、3の利用者率基準で10パーセントのところは難しいという話はあったんですが、1つ目の介護保険事業計画及び支援計画にこういった空室を利用したショートステイの見込みをちゃんと織り込んでいくというところは、今回、御説明の中で否定はされていなかったように聞こえましたので、ここは来年度から始まる介護計画の中に反映いただけるということで理解してよろしいのでしょうか。

○厚生労働省（辺見課長） 自治体に対しての示し方については、どういう形が良いのか検討したいと思えますけれども、基本的には特定施設入居者生活介護の利用の中にもこういったショートの部分も入ると思えますし、今後、緩和することによって利用量が増えることも見込まれますので、そういったことも考慮していただくことが必要かと思っております。

今いただいたタイミングで、先ほど座長の方から御質問がありました整備状況の件なんですけれども、現在、特定施設と短期入所、あと短期入所は、生活介護と療養介護で、療養介護はちょっと医療的な側面が入ったものなんですけれども、ほとんどないと思えますが、ほとんど短期入所生活介護だと思えますが、これが25年の数字だと9.6パーセントです。年度ごとの数字がなくて申し訳ないんですが、感覚的には増えているんだと思っております。

○大田議長代理 施設全体の9.6パーセントですね。

○厚生労働省（辺見課長） 介護付有料老人ホームを分母に置いた数字ということです。

○翁座長 そのうちの9.6パーセントが併用型になるということですね。分かりました。

今のお答えを確認させていただきますと、3の1のところにつきましては、そういう意味で地域の実情に合わせてショートステイの利用見込みを勘案してやっていくということに関しては、その方向で実施していただけると理解いたしました。つまり、1と2と3の1については、この改革を進める方向でやっていただけるという理解で、3の2番目の矢につきましては、これから例えば事業者からの要望があったり、今回、まだ今は要望が顕在化していませんけれども、上記の緩和をしまして、その状況によってまた対応を考える。そういうお答えだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○厚生労働省（辺見課長） 基本的方向性については、御指摘のとおりです。1番と2番

については告示改正ということでやり方も含めてお答えできるところなのですが、3の1については、やり方については少し検討したいと思っておりますけれども、必要な部分だというふうに思っております。

○翁座長 他はよろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。是非、よろしく願いいたします。

(厚生労働省関係者退室)

○翁座長 本日のワーキング・グループの議題は以上でございます。事務的連絡がありましたら、事務局からお願いいたします。

○大熊参事官 次回のワーキング・グループの日程は未定でございます。議題などの詳細については、追って事務局から御連絡させていただきます。